

(資料1)

第3次田辺市男女共同参画プラン 素案→パブコメ案 主な変更点

1. キャッチフレーズ

10月11日の懇話会で3案を提案

- ①一人ひとりの個性が生き 幸せを実感できる ふれあいのあるまち たなべ
⇒ワークショップで出された「自分の個性を生かせる」と総合計画の理念「幸せを実感できる」の組み合わせ
- ②だれもが受け入れられ 一人ひとりが大切にされる 暮らしやすいがかなうまち たなべ
⇒ワークショップで出された「受け入れられる」と総合計画の理念「一人ひとりが大切にされ」の組み合わせ
- ③だれもが認め合い 個性と能力を発揮することができる 笑顔あふれるまち たなべ
⇒ワークショップで出された「性別等で区別せず個人として接していきける」「その人の良さに気づく」と男女共同参画基本法や田辺市総合計画の将来のあるべき姿の「個性と能力を十分に発揮することができる」の組み合わせ

10月23日締め切りで、各委員からよいと思う案の意見を聞く

7名 ③だれもが認め合い 個性と能力を発揮することができる 笑顔あふれるまち たなべ

2名 ①一人ひとりの個性が生き 幸せを実感できる ふれあいのあるまち たなべ

0名 ②だれもが受け入れられ 一人ひとりが大切にされる 暮らしやすいがかなうまち たなべ

提案 ・自分も周りの人も大切にす町 たなべ

・男(ひと)と女(ひと)関係なく幸せを実感できるまち たなべ

・だれもが認め合い 笑顔あふれるまち たなべ

・だれもが認め合い 一人ひとりが大切にされる 笑顔あふれるまち たなべ

・だれもが認め合い 輝く笑顔で豊かなまち たなべ

・だれもが認め合い 私が輝く豊かなまち たなべ

・だれもが認め合い すべての笑顔輝くまち たなべ

・だれもが認め合い みんなの笑顔輝くまち たなべ

・だれもが認め合い 一人一人が大切にされる 思いやりの豊かなまち たなべ

意見 キャッチフレーズ(強い印象を与えるために使う、短い効果的な言葉)にしては、欲張りすぎだ
と思います。また、男女共同参画プランの基本理念であることも考えるべきだと思います。

11月28日の小委員会でキャッチフレーズについて議論

○小委員会メンバー：高垣会長、井深副会長、熊代委員、須本委員、濱野委員、松下委員

○議論の要旨：懇話会委員の意見を聞いたところ、③が最多だったが、その一方で「欲張りすぎ」という意見も出されている。①～③は、3つのセンテンスで構成していたのが、委員から提案されたものの中には、2つのセンテンスで構成されているものもあった。
そこで、キャッチフレーズを3センテンスのままにするのか、2センテンスにするの

か、について意見を出し合ったところ、2センテンスの方がよいという意見でまとまったため、③をベースにキャッチフレーズの検討を行い、7つの案が残った。

- 1 だれもが認め合い 個性と能力を発揮できるまち たなべ
- 2 だれもが認め合い 個性と能力を発揮するまち たなべ
- 3 だれもが認め合い 個性と能力を活かせるまち たなべ
- 4 だれもが認め合い 個性と能力が生きるまち たなべ

5 だれもが認め合い 幸せを実感できるまち たなべ

- 6 個性と能力を活かし 幸せを実感できるまち たなべ
- 7 個性と能力を活かし 誰もが幸せになるまち たなべ

「女と男もなく人間としてどんな人であってもすべての命あるもの（だれも）が、尊敬しあうお互いをゆるしあう多様性を生かされている感謝する（認め合い）」といった委員からの意見も参考にし、最終的には「だれもが認め合い」を残し、「笑顔あふれるまち」は「幸せを実感できるまち」に変更し、「だれもが認め合い 幸せを実感できるまち たなべ」をキャッチフレーズとすることとした。

2. プランの位置づけ

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく「市町村基本計画」であることを追加した。

(参考)

○男女共同参画社会基本法

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条第3項 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(都道府県推進計画等)

第6条第2項 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(都道府県基本計画等)

第2条の3第3条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(都道府県基本計画等)

第8条第3項 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

※性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に、市町村での計策策定の努力義務規定はない。

3. 基本理念の実現に向けた基本方針・施策体系

法律で位置づけられている事項をグループ化し、「施策体系」を再編するとともに、「基本方針」の文言を見直した。

また、施策体系の取組項目ごとに、どの法律に係る取組項目なのかがわかるように明示した。

Aグループ<社会生活>

- I 男女共同参画社会基本法
 - ②社会における制度又は慣行についての配慮
 - ③政策等の立案及び決定への共同参画

Bグループ<職業生活・ワークライフバランス>

- III 女性活躍推進法
 - ①女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ②職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- I 男女共同参画社会基本法
 - ④家庭生活における活動と他の活動の両立

Cグループ<基本的人権>

- I 男女共同参画社会基本法
 - ①男女の人権の尊重
- II 配偶者暴力防止法
- IV 困難な課題を抱える女性への支援に関する法律
- V 性的志向及びジェンダーアイデンティティの多様性の理解の増進に関する法律

<基本方針>

パブコメ案 (1/15)	素案 (10/11)
1 あらゆる分野における男女共同参画の推進	1 誰もが能力を発揮し、多様な暮らし方ができる環境づくり
2 女性が活躍できる環境づくり	2 あらゆる分野における女性の参画拡大
3 多様な立場の人々が安心できる環境づくり	3 多様な立場の人々が安心できる暮らしの実現

<施策体系>

基本方針	施策	No.	取組	法律
1 あらゆる分野における男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画の意識啓発	1	男女共同参画を進める広報・啓発活動の推進	基本DV理解
	(2) 男女共同参画に関する学習の推進	2	学校における男女平等を推進する教育の充実	基本理解
		3	生涯にわたる男女共同参画学習の推進	基本
	(3) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	4	行政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	
		5	事業者・経済団体における方針決定過程への男女共同参画の促進	
	(4) まちづくりにおける男女共同参画の推進	6	地域社会における男女共同参画の推進	
		7	まちづくりの多様な分野における男女共同参画の推進	
	(5) 消防・防災分野における男女共同参画の推進	8	消防・防災分野における男女共同参画の推進	
(6) 家庭生活における男女共同参画の推進	9	家庭生活における男女共同参画の促進		
2 女性が活躍できる環境づくり	(1) 職業生活における女性活躍の推進	10	女性が活躍できる就業環境の整備の促進	活躍
		11	女性の職業能力開発等の促進	
		12	農林水産業における男女共同参画の推進	
(2) 子育て・介護等の支援の充実	13	男女共同参画・女性活躍につながる子育て・介護等の支援の充実	基本活躍	
3 多様な立場の人々が安心してできる環境づくり	(1) 相談体制の整備	14	相談体制の整備	基本DV支援
	(2) 男女間の暴力の根絶を目指す仕組みづくり	15	男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成	DV
		16	関係機関との連携によるDV被害者の保護と自立に向けた支援	
	(3) 困難を抱える女性への支援	17	性暴力・性犯罪被害、ストーカー被害、売買春など困難を抱える女性への支援	支援
		18	ひとり親家庭への支援	
	(4) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の促進	19	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の促進	理解
(5) 生涯を通じた健康づくり支援	20	生涯を通じた健康づくり支援		
	21	妊娠・出産に関する健康づくり支援		

4. 現状

- 「進捗管理」と「各課ヒアリングより」は、いずれも担当課の評価・見解であるので統合した。

- 持続可能な開発目標（SDGs）のゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」に資する計画であることを意識してもらうために、〈内閣府「みんなで目指す！SDGs × ジェンダー平等」〉を追加した。
 - 1（1）男女共同参画の意識啓発
 - 1（3）政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
 - 1（6）家庭生活における男女共同参画の推進
 - 3（3）困難を抱える女性への支援

- 国が掲げている目標や現状と田辺市の現状がどうなっているのかを認識してもらうために、〈内閣府・男女共同参画白書における男女共同参画社会の形成の状況の推移〉を追加した。
 - 1（3）政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
 - 1（4）まちづくりにおける男女共同参画の推進
 - 1（5）消防・防災分野における男女共同参画の推進
 - 2（1）職業生活における女性活躍の推進
 - 3（1）相談体制の整備
 - 3（5）生涯を通じた健康づくり支援

- 法律がめざしている方向性と取組内容の方向性が整合しているかどうかを認識してもらうために、〈女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の基本原則〉、〈女性デジタル人材育成プランの位置付け〉、〈困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の基本理念〉、〈性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性の理解の増進に関する法律の基本理念〉を追加した。
 - 2（1）職業生活における女性活躍の推進
 - 3（3）困難を抱える女性への支援
 - 3（4）性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の促進

5. 取組内容・プランの推進

- 進捗管理項目を意識して、「取組内容」を具体的な記述にした。
その一方で、進捗管理項目を設定しにくい抽象的な表現は、削除あるいは表現の変更を行った。
※資料3参照

- 女性の割合の状況の対象とする審議会を「計画策定」と「方針決定」に絞るとともに、国が掲げている目標や現状を把握する対象を参考にして、審議会等の委員以外や各種団体における女性の割合の状況を明らかにするため、「審査・採択・認定」、「事案対応」、「施設運営」、「委員活動」、「市事務局団体」にかかる委員や団体を対象とすることにより、女性の割合の状況の対象とする委員や団体を64から168に増やした。※資料4参照
この結果、第3次プランで新たに「担当課」または「女性の割合」を報告することになる課等を20増やした。（74課室のうち、59課室が進捗管理の対象となる。）

- 第2次プランの進捗状況報告は、文章が主体で、報告内容を作成する担当課、報告内容を読んでいただく懇話会委員ともに負担になっていたことから、進捗管理項目は、出来る限り数値で表せるものとした。（必要に応じて、文章で補足を行う。）
また、進捗管理を文章に表しにくい項目（学校における男女平等を推進する教育の充実、関係機関等との連携によるDV被害者の保護と自立に向けた支援）については、進捗管理報告を不要とし、子育て、介護などのサービスについては、各計画で点検や評価を行うこととなっており、そうした既存の資料を進捗状況報告として活用することとし、進捗管理報告を不要としたい。

- 「行政における男女共同参画の推進」は、その取組内容を踏まえて、第3章に位置づけた。

- 第3章のプランの推進に「男女共同参画懇話会の役割」を追加し、男女共同参画の進捗状況を把握するとともに、定期的に関係機関や団体、市の関係課との意見交換を行うことを明記した。

<プラン関係課一覧>

課室名	取組項目	審議会等
企画広報課	3	7
たなべ営業室	1	0
自治振興課	1	9
人権推進課	3	4
男女共同参画推進室	27	1
土地対策課	0	1
情報政策課	0	0
秘書課	0	2
総務課	5	14
新庁舎整備室	0	0
財政課	0	0
契約課	0	0
防災まちづくり課	4	3
市民課	2	0
保険課	1	1
税務課	0	0
収納課	0	0
環境課	0	6
廃棄物処理課	0	1
福祉課	0	6
市民総合センター整備室	0	1
子育て推進課	8	4
やすらぎ対策課	2	7
障害福祉室	1	6
健康増進課	8	4
商工振興課	13	1
観光振興課	0	2
農業振興課	5	10
梅振興室	0	2
水産課	3	0
山村林業課	3	3
都市計画課	0	2
建築課	2	0
管理課	0	0
土木課	0	0
水道業務課	0	1
会計課	0	0

課室名	取組項目	審議会等
教育総務課	0	3
給食管理室	0	2
学校教育課	8	6
生涯学習課	2	13
スポーツ振興課	1	7
文化振興課	0	9
図書館	1	1
美術館	0	2
末広児童館	0	1
天神児童館	0	1
芳養児童センター	0	1
南部センター	0	1
西部センター	0	1
芳養センター	0	1
龍神総務課	0	1
龍神住民福祉課	0	0
龍神産業建設課	0	3
龍神教育事務所	0	1
中辺路総務課	0	1
中辺路住民福祉課	0	0
中辺路産業建設課	0	1
中辺路教育事務所	0	1
大塔総務課	0	1
大塔住民福祉課	0	0
大塔産業建設課	0	2
大塔教育事務所	0	0
本宮総務課	0	2
本宮住民福祉課	0	0
本宮産業建設課	0	3
本宮教育事務所	0	1
消防総務課	2	1
議会事務局	0	0
監査委員事務局	0	1
選挙管理委員会事務局	0	7
公平委員会事務局	0	1
固定資産評価審査委員会事務局	0	1
農業委員会事務局	0	2

[凡例]

- …第2次プランで「主な担当課」として明記されていた課等
- …毎年度の進捗状況報告の「審議会等への女性登用率」で状況報告を行っていた課等
- …第3次プランで新たに「担当課」または「女性登用率」の報告をすることになる課等